

関西防災・減災プラン原子力災害対策編変更案に関する意見募集の結果について

平成 25 年 6 月 29 日
広 域 防 災 局

関西防災・減災プラン原子力災害対策編変更案について実施した意見募集の結果は、以下のとおりです。

ご意見をお寄せいただいた方々に厚く御礼申し上げます。

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集の期間 平成 25 年 3 月 29 日（金）～平成 25 年 4 月 26 日（金）
- (2) 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メール
- (3) 意見募集の対象 関西防災・減災プラン原子力災害対策編変更案

2 お寄せいただいたご意見

- (1) 意見提出者数 52 名
- (2) 意見件数 230 件（内訳下表）

章	節	意見件数	構成比
I 総論	1 計画の目的／2 本計画における用語の定義		
	3 原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務	1	0.4%
	4 計画の性格	3	1.3%
	5 原子力災害対策重点区域	7	3.0%
	6 原子力災害の想定	8	3.5%
	7 計画の改定		
	計19件(8.3%)		
II 災害への備え	1 情報の収集・連絡体制等の整備	4	1.7%
	2 災害応急体制の整備		
	3 モニタリング情報の共有・発信体制の整備	12	5.2%
	4 緊急被ばく医療体制の整備	5	2.2%
	5 広域避難体制の整備	60	26.1%
	6 飲食物の出荷制限、摂取制限	17	7.4%
	7 水道水の摂取制限		
	8 住民等への的確な情報伝達体制の整備	6	2.6%
	9 住民等に対する知識の普及啓発	3	1.3%
	10 防災訓練への参加等	3	1.3%
計110件(47.8%)			
III 災害への対応	1 活動体制の確立	1	0.4%
	2 屋内退避、避難収容等の防護活動	3	1.3%
	3 広域避難の調整		
	4 飲食物の出荷制限、摂取制限	1	0.4%
	5 水質汚染対策／6 緊急被ばく医療／7 住民等への的確な情報伝達		
	8 モニタリング情報の共有・発信(継続)		
	9 被災者の生活支援	3	1.3%
	10 風評被害等の影響の軽減		
	11 放射性物質による環境汚染への対応	5	2.2%
	12 原子力損害賠償	10	4.3%
	計23件(10%)		
	計画全般について		12
その他 (計画に直接関係のない意見)	・パブリックコメントに関する意見	2	0.9%
	・国、府県、市町村に対する要望	14	6.1%
	・原子力発電所の稼動に関する意見	43	18.7%
	・その他	7	3.0%
計66件(28.7%)			
合計		230	100%

3 ご意見に対する考え方

(1) 記述の修正を行うもの

I 総論 6 原子力災害の想定

<ご意見>

- ・大学の研究用の原子炉実験施設等も対象に、総合的な原子力災害の想定をすべき。
- ・福井県内だけでなく、島根原発や伊方原発についても想定があつて然るべき。

<関西広域連合の考え方>

- ・実験施設や福井県外の原子力施設の事故に対応する必要があることも考えられるため、その他の原子力施設の事故災害にも、状況に応じて対応する旨を明記します。

原案	修正案（下線部）
(1) 計画の基礎となる原子力災害の想定 ① 福井県内に立地する高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所、高速増殖炉研究開発センター及び原子炉廃止措置研究開発センターでの事故災害	(1) 計画の基礎となる原子力災害の想定 ① 福井県内に立地する高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所、高速増殖炉研究開発センター及び原子炉廃止措置研究開発センターでの事故災害とする。 <u>ただし、これら実用発電用原子炉以外の原子力施設や関西圏域外の原子力施設の事故災害についても、その影響が広域に及ぶ場合は、状況に応じて本計画に基づき対応する。</u>

<ご意見>

- ・距離を基準とした対策は非現実的。シミュレーションを行うべき。
- ・拡散予測を元に防災計画を立てるべき。

<関西広域連合の考え方>

- ・今後国から示される「プルームの影響を考慮した PPA の導入」の内容と合わせて、放射性物質拡散予測も参考にしつつ、UPZ 外の対応を検討していく旨を明記します。

原案	修正案（下線部）
(2) 想定される UPZ 外への影響 (中略) 事故状況や気象状況により影響の及ぶ範囲は大きく変わるが、UPZ 外でも一定の防護措置を準備しておく必要があると考えられるため、今後、国における PPA の具体的な範囲の検討及びそれに基づく指針の改定に合わせて、その範囲において準備する防護措置やその範囲の住民等が緊急時にとるべき行動の内容を明らかにした上で、広域連合としての対応を検討する。	(2) 想定される UPZ 外への影響 (中略) 事故状況や気象状況により影響の及ぶ範囲は大きく変わるが、UPZ 外でも一定の防護措置を準備しておく必要があると考えられる。今後、国における PPA の導入の検討及びそれに基づく指針の改定に合わせて、 <u>放射性物質拡散予測も参考にしながら、UPZ 外</u> において準備する防護措置やその範囲の住民等が緊急時にとるべき行動の内容を明らかにした上で、広域連合としての対応を検討する。

II 災害への備え 4 緊急被ばく医療体制の整備

<ご意見>

- ・被ばく医療については放射線医学総合研究所の積極的な指導を受けること。
- ・甲状腺等価線量が 50mSv を超える地域の周辺地域でも安定ヨウ素剤を備蓄すべき。
- ・100km 圏内の自治体へもヨウ素剤の配布をすべき。

<関西広域連合の考え方>

- ・被ばく医療体制の構築の検討は、当然、専門機関の助言を受けながら進めていく必要があるため、当該分野の代表的な専門機関であるご意見の機関名を明記します。
- ・安定ヨウ素剤の配備については、今後国から示される具体的な方針の内容に合わせて、広域連合でも広域的な対応のあり方等について検討する旨を明記します。

原案	修正案（下線部）
広域連合（広域防災局及び広域医療局）及び構成団体は、国、連携県と協力し、緊急搬送も含めた広域的な被ばく医療体制の構築について検討を行う。	広域連合（広域防災局及び広域医療局）及び構成団体は、国、連携県と協力し、 <u>必要に応じ、放射線医学総合研究所等の専門機関の指導・助言も受けながら</u> 、緊急搬送も含めた広域的な被ばく医療体制の構築について検討を行う。 <u>安定ヨウ素剤の配備については、UPZ外においてもブルーム通過時の防護措置として安定ヨウ素剤の配布・服用が必要になることが想定されるため、今後国から示される具体的な方針の内容に合わせて、広域連合でも広域的な対応のあり方等について検討を行う。</u>

II 災害への備え 5 広域避難体制の整備

<ご意見>

- ・福井県、滋賀県の規模等の検討に合わせて、広域避難受入体制を確立すべき。
- ・県内避難をうたってきた福井県と広域連合の共同で広域避難計画を策定すべき。

<関西広域連合の考え方>

- ・その後の調整により、福井、滋賀、京都3府県の広域避難の受入について、各府県の要請（福井県は兵庫県に対して要請）に基づき、広域連合で全体調整を行うこととなったので、これに合わせて、広域避難対象地域とその人口の表を修正します。

原案				修正案		
(1) 想定される広域避難の規模 ○広域避難対象地域とその人口				(1) 想定される広域避難の規模 ○広域避難対象地域とその人口		
府県名	市町村名	人口	備考	府県名	市町村名	人口(概数)
福井県	※福井県、滋賀県は広域避難の要否、広域避難を要する場合の規模等について、現在検討中。			福井県	若狭町	16,000人
滋賀県					小浜市	31,000人
京都府	舞鶴市	約89,000人	西方面に避難する場合		おおい町	9,000人
					高浜町	11,000人
				計67,000人	滋賀県	計28,000人
					長浜市	28,000人
					高島市	30,000人
				計58,000人	京都府	計89,000人
					舞鶴市	89,000人
					綾部市	9,400人
					宮津市	20,300人
					伊根町	1,600人
					福知山市	300人
					南丹市	3,700人
				計127,200人	京丹波町	2,900人
					計	252,200人

II 災害への備え 6 飲食物の出荷制限、摂取制限

<ご意見>

- ・内部被ばくの回避という用語を明記すること。

<関西広域連合の考え方>

- ・飲食物の出荷制限、摂取制限が必要な理由として内部被ばくの回避を明記します。

原案	修正案（下線部）
(1) 出荷制限、摂取制限に関する体制整備 飲食物の出荷制限、摂取制限は、国の定める基準に基づき、統一的に実施される。 構成府県は、・・・(以下略)	(1) 出荷制限、摂取制限に関する体制整備 <u>経口摂取による内部被ばくを回避するための</u> 飲食物の出荷制限、摂取制限は、国の定める基準に基づき、統一的に実施される。 構成府県は、・・・(以下略)

Ⅲ 災害への対応 9 被災者の生活支援

<ご意見>

- ・被災者の生活場所の確保、雇用対策を国と地方自治体の責任で行うこと。
- ・被災者の移住支援を行う旨も明記すべき。

<関西広域連合の考え方>

- ・避難期間が長期に及ぶ場合の生活支援における課題の例として明記します。

原案	修正案（下線部）
広域連合及び構成団体・連携県は、所在県及び関係周辺府県が国の原子力被災者生活支援チーム等と連携して実施する原子力災害事後対策や避難者の生活支援について、関係機関・団体と連携し、必要な支援を行う。	広域連合及び構成団体・連携県は、所在県及び関係周辺府県が国の原子力被災者生活支援チーム等と連携して実施する原子力災害事後対策や、 <u>避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保、さらには移住も含めた</u> 避難者の生活支援について、関係機関・団体と連携し、必要な支援を行う。

(2) 記述の修正は行わないが特に多かった意見

- ・避難対象を 30km 圏内に限定するのは妥当ではない。
→ 発災時は、モニタリング結果に基づき、原発からの距離に関係なく防護措置が取られます。
30km 圏外の備えは、PPA に係る国の指針が示され次第、改めて検討し、計画に盛り込みます。
- ・避難の具体的方策が示されていない。子ども、高齢者を含めた避難計画の策定が急務。
→ 本計画で示した方針に沿って、今後、関係府県・市町村が協議して、広域避難計画の作成を進めます。その中で要援護者にも配慮した具体的な避難方策を明示していくこととなります。
- ・琵琶湖が放射性物質で汚染された場合の水確保対策を示すべき。
→ 滋賀県が原子力災害発生時の琵琶湖への影響予測を実施中です。その結果、さらに広域の水確保対策を講じる必要があると考えられる場合は、その検討を行い、計画に盛り込みます。

(3) その他の意見

その他、すでに改定案に一定明記してある事項についても、多数ご意見を頂きました。
また、パブリックコメントに関する意見、国・府県・市町村に対する要望、原子力発電所の稼働に関する意見も多数お寄せいただきました。

※ご意見の全体と、ご意見に対する関西広域連合の考え方については、ホームページに掲載しています。本計画は、原子力災害対策指針の改定等に合わせて継続的に改定していく予定です。今回記述の修正を行わないご意見についても、その中で参考にしてまいります。